

田中 文英著

『平氏政権の研究』

元木 泰 雄

はじめに

長年、平安末期の政治史に関する研究を精力的に進めてこられた田中文英氏が、平氏政権を取上げた論文を集大成した著書『平氏政権の研究』を上梓された。本書は、表題の平氏政権の問題のみならず、寺院史や治承・寿永の内乱の理解にも大きな一石を投ずるものと考えられる。以下、本書の内容を簡単に紹介し、研究の意義と、各章および本書全体に係わる問題点を取り上げることにした。

一 内容の紹介

まず、全体の構成と各章の内容を紹介することにした。

- 序章 本書の課題と構成
 第一章 平氏政権の形成過程
 第二章 平氏政権と摂関家
 第三章 平氏政権の国衙支配——安芸国の場合——

第四章 平氏政権の在支配構造——紀伊国の佐藤氏を中心
 に——

第五章 後白河院政期の政治権力と権門寺院

第六章 高倉親政・院政と平氏政権

第七章 以仁王の乱

第八章 治承・寿永の内乱——平氏政権と寺院勢力——

終章 平氏政権の歴史的位

以上のように、本書は本論に当たる第一～八の各章と、序章・終章からなっている。このうち、今回書き下ろされたのは序章、終章と第六章の大部分で、他の各章は既発表の論文を集成したもののだが、一部の章で若干の加筆がなされている。

まず、序章では、平正盛以降、平氏が中央政界に進出して政権を確立し、やがて没落してゆく過程を分析することで平氏政権の歴史的位置を考察するという本書の課題が設定され、続いて在地諸階層の台頭と闘争、院政の出現に伴う国家権力の変動、国衙・荘園支配体制の再編成、延暦寺・東大寺等寺院勢力の動向との関連といった、本書を貫く基本的な分析視角が提示されている。

また武士と荘園領主を対立的に理解する石母田正氏の領主制論による平氏研究の限界を主張し、黒田俊雄氏の権門体制論に基づく政治史分析を基調とすることが述べられる。具体的には、平氏と院以下の荘園領主との結合を重視し、院以下の全支配体制の中での平氏の役割、平氏と荘園制支配との関係を説明すること、さらに平氏政権成立における高倉親政・院政や権門寺院との関係や、寺院勢力との矛盾を前提とした以仁王挙兵以後の内乱の分析が提唱されている。

ついで第一―四章では平氏政権の成立の前提や、その権力組織の分析が行われている。

第一章では、平氏武士団の成立・発展を院領荘園との関係を論じる。平氏の所領は小規模なもので、正盛の武士団は狭小で脆弱であった。預所平家貞以下の支配構造が形成されるが、結局は農民の成長度の高さによって規制を受けて、坂東の豪族武士のような大規模な惣領制的武士団に至らない。一方、院にとって平氏の武力は、当時高揚しつつあった海賊・神人等の反国衙闘争の鎮圧、また荘園の支配のために不可欠であった。このため平氏は多くの荘園で領家・預所の位置を占め、独自の権力を形成した。しかし、荘園で権力組織から外された在地領主の反平氏行動や農民の闘争を生み、それが平氏を畿内に釘付けにして没落をはやめる政治的基礎となった。

第二章では、摂関家と平氏武士団との連繋の政治的意味を摂関家の荘園制支配体制との関係で検討する。保元の乱で摂関家の荘園支配の武力が解体された後に平氏が介入することになる。有名な基実遺領の押領事件も、こうした事情と関係するものと考えられる。平氏は畿内近国において、摂関家領の預所として在地領主を権力編成、大番舎人も組織するが、反面院領の場合と同様の矛盾も惹起した。一方、薩摩・東国等の遠隔地荘園でも平氏の支配が見られたが、東国・奥羽の諸所型荘園では豪族が平氏に依存しないうちに、平氏との対立を生じた。

第三章では、平氏の地方支配の実態について、安芸国を例に論じる。清盛は在地領主から寄進された荘園を岐島社に寄進して同社領を形成、荘園を通して権力機構を編成した。それを国衙公権

につらなる地頭職という統一的な所職に再編成することで権力組織と国衙機構の掌握をさらに強化しようとした。この結果、平氏は安芸国の在地領主を掌握して源氏の進撃を阻止しようする体制を築くが、反面権力組織から排除された在地領主や農民との矛盾も激化させた。

第四章では平氏政権がよつたつ在地支配構造を究明するために、紀伊国佐藤氏を取り上げられる。佐藤氏は院政初期に紀伊に土着した豪族で、摂関家産機構を通して平氏と結合し、平氏の支援を受けて周辺に対する侵略を開始する。その際の武力動員は平氏政権の軍事動員体制との関係で行われていたが、平氏は佐藤氏のように以前から拠点的に形成してきた家人郎等組織を中心として武力を徴発しており、単に公権によって強制したわけではない。しかし、悪僧・農民の抵抗を受けた佐藤氏は紀伊の所領確保に精一杯で、平氏とともに遠征することは不可能であった。

第五章以下では、平氏政権の実態や、権門寺院との関係を中心とした内乱期の政治過程が論じられている。

第五章では、後白河院政・平氏政権と権門寺院の関係が包括的に展開される。まず後白河は、田堵・堂衆に対する抑圧等によって寺院との矛盾を孕む一方で、権門寺院の忠誠競争を通して一応の統制を行っていた。これに対し、平氏は在地支配をめぐって農民・寺院と対立してきた上に、治承三年政変で王法弘法相依の体制を改変したため、権門寺院との対立は必然化し、高倉院の岐島社参問題を機に三寺院が一定の連繋を形成する。この根底には田堵農民の闘争もあるが、既存の王法弘法相依の国家体制を維持して権益・特権を護持・拡充する目的があった。

第六章では、治承三年政変で清盛が樹立した体制の内容を具体的に解明する。治承三年十一月政変は平氏一門の政治的既得權益を保全するための防衛的・対抗的目的のもとに敢行したものが、清盛は高倉親政によって権力の正当化を図り、とくに一門の意志を高倉の命令に転化する内議に重要な意味をもたせた。そして一門とともに、人事を通して組織した公卿・実務官僚等によって知行国主・受領を独占、太政官も支配した。これは旧来の機構を掌握したもののだが、一族・家人の補任を基軸としている点で院・摂関家と異なる権力組織であった。

第七章では「以仁王の乱」について、実態の復元と政治史的意義が検討される。以仁王が組織した武力自体は弱体で、延暦・園城・興福寺の連繫は成立しなかった。寺院勢力は権門の利益を保護する者としてか結合しないのである。また源頼政を除けば参加した武士も僅かで、在地における武士と田堵の対立を反映して兵僧連合も成立しなかった。

第八章では内乱において果たした寺院勢力の政治的意義を追求する。平氏と寺院勢力の対立の激化から福原遷都や還都、近江における蜂起が発生するが、結局、平氏が南都焼打ちを強行し、内乱鎮圧のために畿内周辺に総管以下の総力戦体制を構築したことから、寺院勢力と平氏の対立は決定的となった。そして復活した後白河院が安穩の象徴であるのに対し、仏敵として武勇を象徴した平氏は孤立と滅亡の道を歩むことになる。

最後に終章で全体の論旨がまとめられている。

二 本書の意義

つぎに、本書の意義について述べることにしたい。

まず何といっても、平氏の台頭から平氏政権の成立と崩壊に至る過程を包括的に理解した初めての研究書という点が大きく評価される。従来、院政期の平氏と平氏政権とを総合的に捉えた研究はなく、平氏政権の研究も貴族政権と武士政権の中間形態、もしくは幕府の先駆として扱われ、それとの関連で特定の問題のみが議論される傾向にあった。したがって、平氏・平氏政権段階を一貫して把握した本書は、今後の平氏・平氏政権研究の指針となる業績と言えよう。

本書の最大の特色は方法の面にある。すなわち、黒田俊雄氏の提唱した権門体制論の立場で政治史叙述を行った点が大きな意味を持つ。平氏の台頭を院・摂関家の家産機構との関係から論じた点(第一・二章)は、荘園制と領主制を峻別して武士を単に貴族の傭兵としてしか理解しなかった通説に対する優れた批判と言える。また摂関家の家産機構を媒介として紀伊国の佐藤氏との主従関係が形成されたことを明らかにした点(第四章)も、権門と武士との関係を考察する上で重要である。なお、佐藤氏のような軍事貴族を取り上げ、成長度の高い農民と武士の厳しい対立を浮き彫りにした点も、坂東等の開発領主と異なる畿内の武士の特色を際立たせたものとして注目される。

さらに、平氏政権の武的側面だけでなく、高倉を通して支配の正当化を図ったこと、治承三年政変後に安芸・摂津・大宰府等に一門以外の文官国司を任じた背景等、朝廷の機構に対する支配

の実態を詳細に論じ、平氏政権を規定する公家政権の枠組みを構造的に理解した点も、権門体制論の視点に基づく成果と言えよう（第六章）。

権門体制論に立ったもう一つの重要な成果は、権門寺院の動向を組み込んだ包括的で動的な政治史を構築したことである。従来の領主制論では古代の勢力として、十分に分析されたとは言いがたい権門寺院について、それに包含される堂衆、田堵農民層の動きを基軸としながら後白河院との矛盾や強訴等の意味を再検討し、さらに鹿ヶ谷事件以後の平氏が王法仏法相依の中で院権力に及ばなかったこと、治承三年政変で鎮西下向を称して権門寺院に脅威を与えたこと等を指摘した点（第五章）、以仁王の乱以後の権門寺院の動きを詳細に解明するとともに、平氏政権との関係を構造的に分析した点（第七・八章）は、今後の当該期の政治史研究において不可欠の論点となるだろう。

また、田堵農民の動きを重視しながらも、それが直接的に権門寺院全体を動かすことはなく、寺院内部における矛盾・対立を通して、権門寺院の政治的動向が複雑化したとする指摘は注目すべきである。これによって、田堵・堂衆を過大に評価した松本新八郎・浅香山木氏等の所説を否定したほか、以仁王の乱における悪僧勢力の限界を明らかにする等、政治史の分析にも成果をもたらしている（第五・七・八章）。

平氏政権を論ずる場合、ある程度の先進性を認めながらも、短期間に没落した点をどのように評価するのが、大きな問題となる。田中氏は、主従関係を重視し、在地の封建的性格に対応する平氏の中世的性格を評価しながらも、反面で畿内を中心に平氏の

在地支配が、それから排除された在地領主や農民との間に大きな矛盾を惹起した点を明らかにし、平氏政権の限界を指摘している（第一～四の各章）。源平争乱については通常東國武士の蜂起の持つ重要性が強調されるが、畿内における田堵農民・在地領主の反抗も平氏政権にとって大きな制約をもたらしたことを明らかにした（第八章）。このことは平氏政権の性格のみならず、内乱における畿内先進地域の役割や、単なる源平の合戦に止まらず「内乱」と称される所以を鮮明に描き出したと言えよう。

三 各章の問題点

以上のように本書は多くの優れた指摘を含み、綿密な構成の上に論理が展開されているが、反面論点も多岐にわたるだけに矛盾や疑問とする点も散見する。つきに各章毎に気づいた点を指摘することにした。

第一章 院政期の平氏は院領を媒介として権力を形成したとするが、院領に進出する以前から武士団を形成しており、院はその武力を利用した面もある。したがって、平氏の台頭や院との結合を考へる場合、院領支配以外における平氏の権力基盤に言及する必要があるのではないか。また、この点を明らかにしなければ、平氏のみが多くの院領の預所等として起用された原因を明確にできない。

第二章 基本的に撰閥家の荘園支配機構に平氏の勢力が浸透したことは理解できるが、最後の請所型荘園の事例と平氏の支配との関係が不明確である。請所であれば、平氏の支配に組み込まれることもないが、反面平氏との矛盾も惹起されないのではないか。

このことと関連するが、四で後述するように東国武士と平氏政権の矛盾が十分解明されていない点に本書の大きな問題があると言える。さらに平氏と東国武士との矛盾の例として挙げられている藤原忠清の東国配置は、治承三年十一月政変の結果実現したもので、しかも上総の受領だったことから考えても、恒常的な荘園支配とは性格を異にする。なお、清和源氏等の「兵の家」を「侍」と称されるが、近年の研究からも明らかになように侍は六位級の官人を意味しており、單純に権門の爪牙の意味に用いることはできない。

第三章 平氏の安芸国における在地領主組織の実態を明らかにしているが、同国と平氏の密接な関係から考えて、これを国衙支配の一般的な事例とするのは疑問と言えよう。また権力編成の矛盾が内乱の展開を現地で根底から規定する原動力とする反面、源氏軍の阻止は安芸における在地領主組織の成功が原因とする裏腹の評価がなされており、やや理解に苦しむ。家人制の貫徹と家人以外の在地領主との矛盾という問題は幕府でも共通しており、比較検討も必要である。

第四章 佐藤氏が軍事貴族的性格を有した武士であることから考えて、同氏の田仲荘への進出は「土着」ではなく「留住」とするべきではないか。佐藤氏や湯浅氏は軍事貴族的な存在で一般の在地領主とは異なるが、平氏の在地支配を論ずる場合、こうした事例が一般的であるか否かについて言及してはしなかった。また、平氏政権の軍事動員体制を高く評価するが、他方で田堵・農民の抵抗を強調しており、軍事動員を可能とした条件やその実態も解明すべきである。

第五章 延暦寺の強訴対策で後白河と平氏の対立が表面化するが、平氏と院が対立するに至った背景、平氏が延暦寺と密接に提携した原因を解明する必要がある。また、平氏と権門寺院は在地支配をめぐって宿命的対立にあったとすると、指摘された事例はいずれも興福寺・春日社との紛争でもあり、延暦寺には当てはまらないのではないか。さらに、治承三年政変において自ら提携を申し出たにも拘らず、延暦寺との関係も断絶するに等しい遷都構想を提示したり、高倉院の敵島御幸を強行する等、矛盾した平氏の延暦寺政策の背景にも論及してはしなかった。

第六章 治承三年政変は白川殿遺領問題等、平氏の政治的地位や権力基盤を根底から崩壊させる内容だったとすると、第一章の指摘された院の家産機構との関係はどのような意味を持つのだろうか。一方、治承三年政変の結果、平氏は官人等を組織したとするが、有名な藤原行隆が平氏没落後も弁官として活躍したように、この時に起用された官人等をとくに「与党化」したと積極的に考えることはできない。高倉院政は平氏の傀儡であったとするが、高倉が政治の中心にあった段階と、清盛が独断専行する福原遷都以降との段階差を明らかにする必要がある。

第七章 権門寺院の反平氏的な蜂起を生み出す基底に平氏の在地支配による田堵・大衆下層集団との対立があったとするが、具体的な事例が欠如しており、やや説得力に欠ける。以仁王の園城寺滞在中に近江源氏等の連繫がなかったことを「兵備連合」の未成立とし、その原因を在地領主と田堵の階級対立とするが、以仁王を擁立した悪僧の中心は武士出身であり、かかる説明には疑問も残る。

第八章 福原遷都の理解については拙稿を引用しておられるが、論点にはいくつかの相違もある。詳細は拙稿『福原遷都』考」

『立命館文学』五〇九号）を、ご参照頂きたいが、とくに遷都や後白河・基房の復帰を平氏の単なる妥協とするのは疑問である。

また後白河院政を否定して高倉・安徳体制を擁立した平氏政権と、治承三年政変自体を否定する園城・興福寺との対立は、単なる既得権益をめぐる問題とは言いがたい。一方、延暦寺と平氏の関係については、先述のように包括的な視点からの評価が必要であろう。さらに追討における兵士・兵糧米の徴集が平氏と権門寺院の対立を強めたとするが、園城・興福寺の焼打ち以後、一応畿内周辺が平氏の支配に服し、寿永二年の北陸道遠征のごとく相応の武力を組織できた点をどのように考えればよいのであろうか。

四 全体的な問題点

最後に本書の全体構成に係わる問題を指摘することにした。

まず第一に問題となるのは、院・摂関家等の権門としての性格である。本書では一貫して院・摂関家は平氏に蚕食されるだけの存在となっており(第一・二章)、それらの権門としての政治活動が捨象される結果となっている。このように貴族・武士を峻別するのでは、領主制論と同じ方法に陥っているのではないだろうか。荘園支配を平氏に依存しながら清盛と対立し、その打倒を企図した後白河院の立場や政治力等について、踏み込んだ分析が必要であった。

つぎに、平氏と畿内・西国の在地領主・田堵農民の対立を重視した点について。まず、平氏の所領支配をめぐって矛盾が惹起さ

れるというが、反平氏の動きは平氏の所領の所在地とは限らないのであり、単なる所領支配の問題を超えた矛盾の検討が不可欠である。また、肝心の東国武士との矛盾については、第二章で簡単に触れられているにすぎず、十分分析されているとは言いがたい。いうまでもなく平氏を滅亡に追い込んだ最大の要因は東国武士の軍事的勝利であり、平氏の行動を制約した畿内武士の抵抗は副次的なものにとどまるのではないだろうか。

なお、随所で田堵と在地領主の階級的対立が強調されるほか、平氏政権が階級利害を貫徹したとする指摘(第六章)もあり、階級の問題が重視されている。しかし、田中氏自身が田堵の利害や闘争は直截に寺院の動向を規定しないと指摘(第五章)された通り、階級の問題はそのままに政治史に投影されるわけではなく、権門の動きを通して政治史に反映されるのである。したがって、諸政治勢力の対立をただちに階級の問題に還元する点には疑問が残る。政治的対立を階級の問題と理解するのは、先述した院・摂関家に対する分析の問題とともに、本来構造論という性格を有する権門体制論によって政治史叙述を行うことの困難さを物語るものではないだろうか。

また、平氏と権門寺院との対立についても、個々の局面・事態については精細な分析がなされているが、反面、すでに述べたように妥協と対立を繰り返す延暦寺との関係や、園城・興福寺との非和解的な関係について、政治構造を前提とした包括的な検討が必要であった。たとえば、岐島神社の地位向上、福原遷都による寺院勢力との一種の訣別、南都の焼打ちといった政策は、従来の王法仏法相依の枠を否定するものであり、単に院政政権と対比し

て拙劣なものと思倣すだけではなく、平氏政権独自の宗教政策・構想を検討するべきであったと考えられる。

権門としての平氏の評価についても疑問点がある。まず、軍事力の独占によって政界を支配した平氏が、依然最大の軍事権門でありながら後退を余儀なくされた(第八章)原因が不明確である。再三本書で指摘されているように、平氏家人の組織化がその他の武士団との対立を生じたのは事実であるが、平氏家人の武力・人数面での限界の指摘が不可欠であった。一方で家人組織の達成を評価しながら、他方で家人以外との対立を強調し、論旨の矛盾が感じられた原因はここにある。さらに、国衙に組織された武士を動員できる院の政治力や支配の正当性、東国武士も含めた国家全体の武力の存在形態とその動向といった問題を視野に入るべきであったと考えられる。「序章三」で石母田正氏を批判した際、田中氏は院政期における「全体的武力装置」のなかで平氏武士団の役割・発展過程を説明することを課題として提唱しているが、この点の解明はやや不十分ではないだろうか。

最後に、田中氏は平氏の家人・郎等の組織を中世的・封建的と強調している(第二・六章)が、その限界が不明確である。たとえば、鎌倉幕府との異同・段階差についても検討を加えるべきではなかったか。また、家人の支配機構への送り込みを平氏の特徴として重視するが(六章)、家人の組織化や機構への送り込みは摂関家や院にも見える問題である。第二章で指摘されたように、摂関家は保元の乱以前の段階で、荘園を介して武力組織を形成し、保元の乱に動員している。さらに、田中氏が依拠する権門体制論では、荘園領主権門も中世的に自己変容していたとされるが、こ

の点との関係はどのように理解すればよいのだろうか。結局、院政期から鎌倉時代を見通した中で平氏政権の位置づけが十分になされていないために、平氏政権が「古代から中世への国家権力形態の転換の中でいかなる歴史的位階を占めたのか」という本書の課題(序章)に対する結論は、必ずしも明快とは言いがたいように思われる。

総じて、個々の論点については精力的で精緻な研究がなされたのに対し、全体的な課題についての結論が、やや不明確であった点が惜しまれる。

五 五 五 五 五

以上、本書に關する問題点を列挙したが、その多くは優れた達成ゆえの「ないものねだり」であり、むしろ我々後進に与えられた課題というべきものである。本書が方法・実証・成果のいずれの面でも卓越した内容で、二で述べたように平氏政権論、当期の政治史分析を大きく前進させたことは疑いない。

不十分な読解や誤読による妄言も少なくないと思うし、また先学に対し札を失した面もあったと思う。田中氏ならびに読者のご容赦のお願いしたい。

なお、早々に書評を承諾しながら、思わぬ震災で長期にわたる避難生活を余儀なくされたこともあって、本書の刊行から大幅な時日を経過してしまっただけで、理由はどうかあれ言い訳できない失態である。あわせてご寛恕を乞う次第である。

(A5判 四六二頁 一九九四年六月 思文閣出版 九〇六四円)

(大手前女子大学助教)